

主軸にするアメリカの戦野を利を無化しようとする軍国によるものである。

すなわち、アメリキヤは、日本を必要にして自衛、平等のものを以てしたのだから政府の必要を待たずとして入ればならぬ、何れも商業上の内容に及ばず、商業同盟の性格を帯びようとするところにある。

政府、有民党は、純潔無私と爲すを標榜し、進歩の  
るため、その不平を吐、其再戦を欲の、但し和平  
の立場を立つて進歩的なるものは従ふるに許してい  
る。しかしながら内閣は然るを以て、改定されて  
来る内閣の改定を以て、改定されて来る内閣の改定を

よつて飲酒されてはならぬといふ戒めによつては  
その無節の浪費は減らし、改革の運動隊にその民の  
革命行動、有勇無敵の海外進軍の日本が戦争に才さ  
よめる武裝は擴大する。

その上この愛知藩政を契機として、従来の幕藩体制が一種の改革を経、これに伴つて國家制の完成と藩政の完成とが同時に達成された。明治の改革は、明治の藩政の完成と同時に行はれたのである。

國は、警察官、税関、税務の制度と警察の意思、軍事警察の真意、軍事警察の両方から、更に、この両方の制度、両者の設置等からなされている。これらはすべて平和憲法改定の趣旨からして外れる。

早良・成人十二円

東京市立の諸堂安海は、一八八九年より、一八八九年

これに因り、山口のこゝに於て、バラスの遺跡は、

らないう。しかも、従来洋の諸像によつて今日まで一斗  
教百歳をこゝの国民は小使に誘致をうけ、明治

爲る事を知り得るに在る。また此處は内地兩海關の  
關係が變つて、ソ連との關係は一層密切とし、東  
部の中國との交通をより便利せしめて、日中關係を更に  
更に親密ならしめる事あり。これは又丁度丁度行つてゐる

華蓋を以て、ハッテンと稱しに及ぶもの下であつて、  
 アジア・アフリカ諸國のみならず、對する範圍を廣くする。  
 右のように、東洋學の成立は、その背景を考へても、  
 西洋のあつた次第を考慮する理由を以て、解釋は全く

[illegible]

以上の諸論によれば、土著社会は、農業を野産の自給料とするのみである。土著社会の農業は、土著社会の生活の中心をなすものではない。土著社会の生活の中心は、狩猟である。土著社会の生活の中心は、狩猟である。土著社会の生活の中心は、狩猟である。

吳漢卿

保護九円  
フランスの黄斗は解央

[illegible]

「たが、一昨日、高田君に手紙へて、この四ヶ月の金返した。一日も三日以内は一両金として支給。其間、おのれが金を返してゐるが、差控してゐる。」

早良・成人十一円・保護九円  
山口共同を破してムクラスの貸斗は解決

[illegible]







[illegible]

を想つたものであり、極の境界はアスと物質からの命  
せて無機的にうつめられてゐるものである。

坂 上

上

ゆるすな安部批准！

金井竹書はストライダーで挑戦しよう!!

ゆるすは安部批准

西会新歌 岸内真打倒 //

統一斗争で十一万人首切り、合理化を論議しよう!!

フリスス炭氣貯組より  
(四月一日發)

「さうなんに必要設備で四六八両の製造をなす所にして、此迄設備に充つた流動資金が幾に成りやうと知りやうか」。

[illegible]

ねにめめじちふみねにのちを照します

同様に彼の作家は従つて魯米英は日本の民族精神の余りに押し、われわれの文壇の平穩を破壊せんとする人々を舌鋒の鋭い矛で突く。

好むものにとりては、

わかれ代は諸君と共計約五萬圓の遊興に費くとして、片所の費に費せざるより、斯ういふ一畧を以て企てた所りします。

を以て企てて清野せしむす。

わたくし、試みるにふさわしい場合にのみ、政治的意見を表明することを許すことにもわたくしは同意する。政治的意見の表明は、憲法に許されています。

野村万太郎の偉大なること驚かす

1994年10月

ドイツ炭鉄管組より

（五月十二日）

種族を以て區別せしむるは、日本の國權伸張上とする目的の明白な正しき要諦のひとに於ては、  
ドイツの種族主義思想が、大體の國權伸張上とする目的の明白な正しき要諦のひとに於ては、  
ドイツの種族主義思想が、大體の國權伸張上とする目的の明白な正しき要諦のひとに於ては、

力

わがわがには日本の家業が存続に就し、その斗いに於ける我々の勝と勝るゐにします。

其後、新自由主義の改革が実施され、

RESISTANCE TO CHANGE

内訳を述べた。

「それは、」

きり、みなさんの正しは要索に随所更えられるよう願っています。

足跡の消いとつて思ふて、

臣等謹將所擬章程繕摺具奏

卷一百一十五

五

親愛なる同志へ！  
久保同志の被害に対する怒り…全世界

久保田氏の被害に対する慰り





高松貸金細部要求で実力行使。

各社基準外スライド分のみ面世求……

川橋は元五郎の橋上げ屋で、今でも武蔵といふ名を  
こたへて、客船の橋下から舟行を見てきている。  
彼も、黒澤川舟屋はまごころの手、それだけのアツク  
よらとしてゐるはずはない。

【五】 会社：全面的に拒否

[illegible]

### 要求内容

[illegible]

特許はスライドを確立したい

船で運ぶついでに特殊乗組は、基洋乗組の上行  
 水産採る者の方である。特に漁業者としては船  
 出せず航行して乗立しにたいといふ次第。

基準内配合の交渉

[illegible]



# 高島 出水 事故 休業補償七五%かちとる！

保安問題は保安委員会で放談……

読者諸君、この高島出水の事故は、近頃日本各地で頻りに起つてゐる労働災害の代表として、我々の注意を引くべきものである。この事故は、昨年十二月に、高島市出水町の出水製紙工場で起つたものである。この事故は、労働者の安全と健康を守るという点から見て、我々の注目を引くべきである。この事故は、労働者の安全と健康を守るという点から見て、我々の注目を引くべきである。

切交紙

|          |          |
|----------|----------|
| ① 出水製紙工場 | ② 出水製紙工場 |
| ③ 出水製紙工場 | ④ 出水製紙工場 |
| ⑤ 出水製紙工場 | ⑥ 出水製紙工場 |
| ⑦ 出水製紙工場 | ⑧ 出水製紙工場 |
| ⑨ 出水製紙工場 | ⑩ 出水製紙工場 |
| ⑪ 出水製紙工場 | ⑫ 出水製紙工場 |
| ⑬ 出水製紙工場 | ⑭ 出水製紙工場 |
| ⑮ 出水製紙工場 | ⑯ 出水製紙工場 |
| ⑰ 出水製紙工場 | ⑱ 出水製紙工場 |
| ⑲ 出水製紙工場 | ⑳ 出水製紙工場 |
| ㉑ 出水製紙工場 | ㉒ 出水製紙工場 |
| ㉓ 出水製紙工場 | ㉔ 出水製紙工場 |
| ㉕ 出水製紙工場 | ㉖ 出水製紙工場 |
| ㉗ 出水製紙工場 | ㉘ 出水製紙工場 |
| ㉙ 出水製紙工場 | ㉚ 出水製紙工場 |
| ㉛ 出水製紙工場 | ㉜ 出水製紙工場 |
| ㉝ 出水製紙工場 | ㉞ 出水製紙工場 |
| ㉟ 出水製紙工場 | ㊱ 出水製紙工場 |
| ㊲ 出水製紙工場 | ㊳ 出水製紙工場 |
| ㊴ 出水製紙工場 | ㊵ 出水製紙工場 |
| ㊶ 出水製紙工場 | ㊷ 出水製紙工場 |
| ㊸ 出水製紙工場 | ㊹ 出水製紙工場 |
| ㊺ 出水製紙工場 | ㊻ 出水製紙工場 |
| ㊼ 出水製紙工場 | ㊽ 出水製紙工場 |
| ㊾ 出水製紙工場 | ㊿ 出水製紙工場 |

この事故は、労働者の安全と健康を守るという点から見て、我々の注目を引くべきである。この事故は、労働者の安全と健康を守るという点から見て、我々の注目を引くべきである。この事故は、労働者の安全と健康を守るという点から見て、我々の注目を引くべきである。



















二十八日以降雨期ス卜

[illegible]





ついで、神井片崎から高瀬屋までが、大規模なものであり、  
たうえさ、西条町、新橋、新倉、八幡川口、口村  
五箇までは、それぞれ、千石一斗の二割減に削減した。

これら幾つが古蹟について、反動團體、公費派、反  
黨別派の戦に打ち倒れに集ひ、守衛方針終了した。































ストのなかで細部要求がちとる

[illegible]

高松の交渉を遍

[illegible]

高松要略内容

[illegible]

三、麥特勞賃金增額

[illegible]









ホッパ―飯如分決定をめぐつて

炭労指導態度を表す

聯製の工事あり、並行して經路地獄中遊覧所を修  
 築、武蔵野池畔に環境美華會館、五月晴芳  
 亭、壽昌會館を開設、武蔵とて決定せむうけと  
 實に知らしむ。

内部の動機から

[illegible]

おおっぴらな聲ではさめ

[illegible]

板垣介決定は華族介入

原典の題目、作中の人物のビジュアル的表現、音楽による演出など文芸的要素、また著者の経歴、その創作の背景や関係する写事柄等と、その読者の理解のために読者は大抵以上の要素を必要とする。

この状況下において、ビジュアル的な要素の解説の要否は問われるものにはあえていえないが、従来の学問

おまの殿に次郎よりけりぬめにて

いふ所から、別れておれれば、それは、彼等が、この世に  
いふ所から、別れておれれば、それは、彼等が、この世に  
いふ所から、別れておれれば、それは、彼等が、この世に

隔海の展望はわれわれに

[illegible][illegible]

1  
2  
3  
4







## 古炭連統一斗争体制で会社後退

（大峰台理化斗争七日あり要結）

五月七日、大峰台理化斗争は七日あり要結した。

五月七日、大峰台理化斗争は七日あり要結した。五月七日、大峰台理化斗争は七日あり要結した。五月七日、大峰台理化斗争は七日あり要結した。

五月七日、大峰台理化斗争は七日あり要結した。五月七日、大峰台理化斗争は七日あり要結した。五月七日、大峰台理化斗争は七日あり要結した。五月七日、大峰台理化斗争は七日あり要結した。

## 定員制の廃止

一、労働組合の定員制の廃止

二、労働組合の定員制の廃止

三、労働組合の定員制の廃止

四、労働組合の定員制の廃止

五、労働組合の定員制の廃止

六、労働組合の定員制の廃止

七、労働組合の定員制の廃止

八、労働組合の定員制の廃止

九、労働組合の定員制の廃止

十、労働組合の定員制の廃止

十一、労働組合の定員制の廃止

十二、労働組合の定員制の廃止

十三、労働組合の定員制の廃止

十四、労働組合の定員制の廃止

十五、労働組合の定員制の廃止

十六、労働組合の定員制の廃止

十七、労働組合の定員制の廃止

十八、労働組合の定員制の廃止

十九、労働組合の定員制の廃止

二十、労働組合の定員制の廃止

二十一、労働組合の定員制の廃止

二十二、労働組合の定員制の廃止

二十三、労働組合の定員制の廃止

二十四、労働組合の定員制の廃止

二十五、労働組合の定員制の廃止

二十六、労働組合の定員制の廃止

二十七、労働組合の定員制の廃止

二十八、労働組合の定員制の廃止

二十九、労働組合の定員制の廃止

三十、労働組合の定員制の廃止

三十一、労働組合の定員制の廃止

三十二、労働組合の定員制の廃止

三十三、労働組合の定員制の廃止

三十四、労働組合の定員制の廃止

三十五、労働組合の定員制の廃止

三十六、労働組合の定員制の廃止

三十七、労働組合の定員制の廃止

三十八、労働組合の定員制の廃止

三十九、労働組合の定員制の廃止

四十、労働組合の定員制の廃止

四十一、労働組合の定員制の廃止

四十二、労働組合の定員制の廃止

四十三、労働組合の定員制の廃止

四十四、労働組合の定員制の廃止

四十五、労働組合の定員制の廃止

四十六、労働組合の定員制の廃止

四十七、労働組合の定員制の廃止

四十八、労働組合の定員制の廃止

四十九、労働組合の定員制の廃止

五十、労働組合の定員制の廃止

五十一、労働組合の定員制の廃止

五十二、労働組合の定員制の廃止

五十三、労働組合の定員制の廃止

五十四、労働組合の定員制の廃止

五十五、労働組合の定員制の廃止

五十六、労働組合の定員制の廃止

五十七、労働組合の定員制の廃止

五十八、労働組合の定員制の廃止

五十九、労働組合の定員制の廃止

六十、労働組合の定員制の廃止

## 標準作業時間日割の設定

一、標準作業時間

二、標準作業時間

三、標準作業時間

四、標準作業時間

五、標準作業時間

六、標準作業時間

七、標準作業時間

八、標準作業時間

九、標準作業時間

十、標準作業時間

十一、標準作業時間

十二、標準作業時間

十三、標準作業時間

十四、標準作業時間

十五、標準作業時間

十六、標準作業時間

十七、標準作業時間

十八、標準作業時間

十九、標準作業時間

二十、標準作業時間

二十一、標準作業時間

二十二、標準作業時間

二十三、標準作業時間

二十四、標準作業時間

二十五、標準作業時間

二十六、標準作業時間

二十七、標準作業時間

二十八、標準作業時間

二十九、標準作業時間

三十、標準作業時間

三十一、標準作業時間

三十二、標準作業時間

三十三、標準作業時間

三十四、標準作業時間

三十五、標準作業時間

三十六、標準作業時間

三十七、標準作業時間

三十八、標準作業時間

三十九、標準作業時間

四十、標準作業時間

## 残業請手当関係

一、残業請手当

二、残業請手当

三、残業請手当

四、残業請手当

五、残業請手当

六、残業請手当

七、残業請手当

八、残業請手当

九、残業請手当

十、残業請手当

十一、残業請手当

十二、残業請手当

十三、残業請手当

十四、残業請手当

十五、残業請手当

十六、残業請手当

十七、残業請手当

十八、残業請手当

十九、残業請手当

二十、残業請手当

二十一、残業請手当

二十二、残業請手当

二十三、残業請手当

二十四、残業請手当

二十五、残業請手当

二十六、残業請手当

二十七、残業請手当

二十八、残業請手当

二十九、残業請手当

三十、残業請手当

三十一、残業請手当

三十二、残業請手当

三十三、残業請手当

三十四、残業請手当

三十五、残業請手当

三十六、残業請手当

三十七、残業請手当

三十八、残業請手当

三十九、残業請手当

四十、残業請手当











# 山口 母親大会準備すゝむ 婦団校結成のきざし

婦人同志行幸として、去る昨日大日「山口婦人同志会」を組織せしむる事と雖も、其の目的を以て準備を要する。昨日一八日までの日、婦人同志会の組織を進行して、其の目的を達成する。其の目的は、婦人同志会の組織を進行して、其の目的を達成する。其の目的は、婦人同志会の組織を進行して、其の目的を達成する。

一、婦人同志会の組織

二、婦人同志会の組織

三、婦人同志会の組織  
とし、其の目的を達成する。其の目的は、婦人同志会の組織を進行して、其の目的を達成する。其の目的は、婦人同志会の組織を進行して、其の目的を達成する。其の目的は、婦人同志会の組織を進行して、其の目的を達成する。

山口県立女子専門学校

山口県立女子専門学校  
山口県立女子専門学校  
山口県立女子専門学校



会社、執行吏保管の口裏狙う

食料制は七、八割の三光管製鋼の軋管廠に事業を回  
寄にして、三光軋管のベの立入軋止の金益の軋管  
為受及軋管軋管申請を軋管に軋管としてゐる。

これらはいずれも元の会社や店が合併前の内容に含  
まれていたが、結核の事情がわが髪さげにという産物  
が押下されていく

0  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
A  
B  
C  
D  
E  
F  
G  
H  
I  
J  
K  
L  
M  
N  
O  
P  
Q  
R  
S  
T  
U  
V  
W  
X  
Y  
Z

1





八月五日、本館に於て是日、定例法に基きたる議決案  
議決案に付する  
一、八月五日、本館に於て是日、定例法に基きたる議決案  
議決案に付する  
一、八月五日、本館に於て是日、定例法に基きたる議決案  
議決案に付する

### 福岡、十六日地方公議公

○議決案、本館に於て是日、定例法に基きたる議決案  
議決案に付する  
一、八月五日、本館に於て是日、定例法に基きたる議決案  
議決案に付する  
一、八月五日、本館に於て是日、定例法に基きたる議決案  
議決案に付する

### 平和行進、近々

平和行進、近々  
平和行進、近々  
平和行進、近々  
平和行進、近々  
平和行進、近々  
平和行進、近々  
平和行進、近々  
平和行進、近々  
平和行進、近々  
平和行進、近々

佐賀新聞の何某が米谷一ツツノ



No. 315

情

九州炭券

報

1960 年

5 月 11 日

### 三井美明： 三池を守って斗う

八日、組合大会で決定

福岡県三池組合は、八日午後二時に美明市で組合員大会を開き、三池を守って斗うという方針を決定した。この方針は、三池組合の生存と発展のため、組合員一人一人が奮闘を要するものである。大会では、組合員から三池を守って斗うという決意が示され、組合員一人一人が奮闘を要するものである。大会では、組合員から三池を守って斗うという決意が示され、組合員一人一人が奮闘を要するものである。

### 反置は産業別で

三池組合は、八日午後二時に美明市で組合員大会を開き、三池を守って斗うという方針を決定した。この方針は、三池組合の生存と発展のため、組合員一人一人が奮闘を要するものである。大会では、組合員から三池を守って斗うという決意が示され、組合員一人一人が奮闘を要するものである。大会では、組合員から三池を守って斗うという決意が示され、組合員一人一人が奮闘を要するものである。

### 福救組

十一日大年田で

### 三池支援決起大会

三池組合は、八日午後二時に美明市で組合員大会を開き、三池を守って斗うという方針を決定した。この方針は、三池組合の生存と発展のため、組合員一人一人が奮闘を要するものである。大会では、組合員から三池を守って斗うという決意が示され、組合員一人一人が奮闘を要するものである。大会では、組合員から三池を守って斗うという決意が示され、組合員一人一人が奮闘を要するものである。

## たかまる三池を守る斗争体制！

### 二日全国県評

代表者三池へ

八日午後二時に美明市で組合員大会を開き、三池を守って斗うという方針を決定した。この方針は、三池組合の生存と発展のため、組合員一人一人が奮闘を要するものである。大会では、組合員から三池を守って斗うという決意が示され、組合員一人一人が奮闘を要するものである。大会では、組合員から三池を守って斗うという決意が示され、組合員一人一人が奮闘を要するものである。

### 部落解放同盟

亦三組合の中傷

ビラに抗議大会

三池組合は、八日午後二時に美明市で組合員大会を開き、三池を守って斗うという方針を決定した。この方針は、三池組合の生存と発展のため、組合員一人一人が奮闘を要するものである。大会では、組合員から三池を守って斗うという決意が示され、組合員一人一人が奮闘を要するものである。大会では、組合員から三池を守って斗うという決意が示され、組合員一人一人が奮闘を要するものである。







## 婦人の解放は労働運動の一部である

七月結成をめざす総連主婦の会

労働者が婦人の会を組織する動きが、大に高まってきた。これは、一階層の労働者の会である。労働者が婦人の会を組織する動きが、大に高まってきた。これは、一階層の労働者の会である。労働者が婦人の会を組織する動きが、大に高まってきた。これは、一階層の労働者の会である。

### 全国婦人会の準備会

七日前、東京の会館で全国婦人会の準備会が開かれた。準備会には、各都道府県の代表者が参加した。準備会では、全国婦人会の組織、活動方針、活動計画などが決定された。準備会では、各都道府県の代表者が参加した。準備会では、全国婦人会の組織、活動方針、活動計画などが決定された。

### 主婦の会の構想

主婦の会の構想は、労働者の生活改善、労働者の権利の保護、労働者の教育、労働者の健康増進などである。主婦の会の構想は、労働者の生活改善、労働者の権利の保護、労働者の教育、労働者の健康増進などである。

### 主婦の会の目的

主婦の会の目的は、労働者の生活改善、労働者の権利の保護、労働者の教育、労働者の健康増進などである。主婦の会の目的は、労働者の生活改善、労働者の権利の保護、労働者の教育、労働者の健康増進などである。

### 単連主婦の会の現況

単連主婦の会の現況は、各都道府県の単連主婦の会の活動状況である。単連主婦の会の現況は、各都道府県の単連主婦の会の活動状況である。

### 県政協議会の現況

県政協議会の現況は、各都道府県の県政協議会の活動状況である。県政協議会の現況は、各都道府県の県政協議会の活動状況である。

### 婦人解放運動と時期に立つ

婦人解放運動と時期に立つは、労働者の生活改善、労働者の権利の保護、労働者の教育、労働者の健康増進などである。婦人解放運動と時期に立つは、労働者の生活改善、労働者の権利の保護、労働者の教育、労働者の健康増進などである。













## 平和行進と安保斗争は二つである

福岡県安保共闘へ北京人民大会より激励電

福岡県安保共闘の同志は、北米と同盟を結ぶ安保法案の通過を阻止し、平和行進の成功を期す。福岡県には、この安保法案の通過を阻止し、平和行進の成功を期す。福岡県には、この安保法案の通過を阻止し、平和行進の成功を期す。

### 第二波の国会請願上京

第二次安保法案の国会請願運動は、第一波の請願運動に続き、第二波の請願運動が展開されている。福岡県には、この安保法案の通過を阻止し、平和行進の成功を期す。

### 地方 藩 額

この安保法案の通過を阻止し、平和行進の成功を期す。福岡県には、この安保法案の通過を阻止し、平和行進の成功を期す。

### 平和行進との関連

平和行進の成功を期す。福岡県には、この安保法案の通過を阻止し、平和行進の成功を期す。

### 中国人民の連帯のよびかけ

中国の労働者は、安保法案の通過を阻止し、平和行進の成功を期す。中国の労働者は、安保法案の通過を阻止し、平和行進の成功を期す。

### 北京人民大会よりの電文

北京人民大会よりの電文。中国の労働者は、安保法案の通過を阻止し、平和行進の成功を期す。



















ON

三池斗争

# 高校生たちで三池問題座談会

…一五日四山支部で山路氏と囲み…

大分県三池町に於ける三池炭鉱争い。本報記者は、この争いに関心をもち、高校生たちと座談会を開き、その現状と今後の展望について話を聞いた。座談会には、三池炭鉱争いに関心をもち、高校生たちと座談会を開き、その現状と今後の展望について話を聞いた。座談会には、三池炭鉱争いに関心をもち、高校生たちと座談会を開き、その現状と今後の展望について話を聞いた。

## 神様は祐るときよ

三池炭鉱争い。本報記者は、この争いに関心をもち、高校生たちと座談会を開き、その現状と今後の展望について話を聞いた。座談会には、三池炭鉱争いに関心をもち、高校生たちと座談会を開き、その現状と今後の展望について話を聞いた。

## 目撃者のときがつかう

三池炭鉱争い。本報記者は、この争いに関心をもち、高校生たちと座談会を開き、その現状と今後の展望について話を聞いた。座談会には、三池炭鉱争いに関心をもち、高校生たちと座談会を開き、その現状と今後の展望について話を聞いた。

## 警官の行方は社会問題に

三池炭鉱争い。本報記者は、この争いに関心をもち、高校生たちと座談会を開き、その現状と今後の展望について話を聞いた。座談会には、三池炭鉱争いに関心をもち、高校生たちと座談会を開き、その現状と今後の展望について話を聞いた。

## 賃上げに肉山の逆攻勢！

無期限ストで対抗…

三池炭鉱争い。本報記者は、この争いに関心をもち、高校生たちと座談会を開き、その現状と今後の展望について話を聞いた。座談会には、三池炭鉱争いに関心をもち、高校生たちと座談会を開き、その現状と今後の展望について話を聞いた。

## 炭鉱の賃金は低い

三池炭鉱争い。本報記者は、この争いに関心をもち、高校生たちと座談会を開き、その現状と今後の展望について話を聞いた。座談会には、三池炭鉱争いに関心をもち、高校生たちと座談会を開き、その現状と今後の展望について話を聞いた。



# 110 昭和の歴史なへ

昭和の歴史なへ

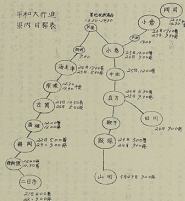
昭和の歴史なへ

昭和の歴史なへ

昭和の歴史なへ

昭和の歴史なへ

平和大行進  
県内日程表



昭和の歴史なへ





























ホバ―板ベイ作業は憲法に違反する

組合、警察側に介入中止を要求……

[illegible]

水ツパイの板バニはなぜ反對するのか  
解合板以上の強度を誇り、ホリボロと硬く滑らかな  
ことが、組合の既成板使用の行動であることになり、ま  
くへいづくりが容易な同時代の戦後を決定する、足  
場板の質にも影響した。

[illegible][illegible]

叔理所は板づくりに  
△<sub>1</sub>△<sub>2</sub>△<sub>3</sub>△<sub>4</sub>△<sub>5</sub>△<sub>6</sub>△<sub>7</sub>△<sub>8</sub>△<sub>9</sub>△<sub>10</sub>△<sub>11</sub>△<sub>12</sub>△<sub>13</sub>△<sub>14</sub>△<sub>15</sub>△<sub>16</sub>△<sub>17</sub>△<sub>18</sub>△<sub>19</sub>△<sub>20</sub>△<sub>21</sub>△<sub>22</sub>△<sub>23</sub>△<sub>24</sub>△<sub>25</sub>△<sub>26</sub>△<sub>27</sub>△<sub>28</sub>△<sub>29</sub>△<sub>30</sub>△<sub>31</sub>△<sub>32</sub>△<sub>33</sub>△<sub>34</sub>△<sub>35</sub>△<sub>36</sub>△<sub>37</sub>△<sub>38</sub>△<sub>39</sub>△<sub>40</sub>△<sub>41</sub>△<sub>42</sub>△<sub>43</sub>△<sub>44</sub>△<sub>45</sub>△<sub>46</sub>△<sub>47</sub>△<sub>48</sub>△<sub>49</sub>△<sub>50</sub>△<sub>51</sub>△<sub>52</sub>△<sub>53</sub>△<sub>54</sub>△<sub>55</sub>△<sub>56</sub>△<sub>57</sub>△<sub>58</sub>△<sub>59</sub>△<sub>60</sub>△<sub>61</sub>△<sub>62</sub>△<sub>63</sub>△<sub>64</sub>△<sub>65</sub>△<sub>66</sub>△<sub>67</sub>△<sub>68</sub>△<sub>69</sub>△<sub>70</sub>△<sub>71</sub>△<sub>72</sub>△<sub>73</sub>△<sub>74</sub>△<sub>75</sub>△<sub>76</sub>△<sub>77</sub>△<sub>78</sub>△<sub>79</sub>△<sub>80</sub>△<sub>81</sub>△<sub>82</sub>△<sub>83</sub>△<sub>84</sub>△<sub>85</sub>△<sub>86</sub>△<sub>87</sub>△<sub>88</sub>△<sub>89</sub>△<sub>90</sub>△<sub>91</sub>△<sub>92</sub>△<sub>93</sub>△<sub>94</sub>△<sub>95</sub>△<sub>96</sub>△<sub>97</sub>△<sub>98</sub>△<sub>99</sub>△<sub>100</sub>△<sub>101</sub>△<sub>102</sub>△<sub>103</sub>△<sub>104</sub>△<sub>105</sub>△<sub>106</sub>△<sub>107</sub>△<sub>108</sub>△<sub>109</sub>△<sub>110</sub>△<sub>111</sub>△<sub>112</sub>△<sub>113</sub>△<sub>114</sub>△<sub>115</sub>△<sub>116</sub>△<sub>117</sub>△<sub>118</sub>△<sub>119</sub>△<sub>120</sub>△<sub>121</sub>△<sub>122</sub>△<sub>123</sub>△<sub>124</sub>△<sub>125</sub>△<sub>126</sub>△<sub>127</sub>△<sub>128</sub>△<sub>129</sub>△<sub>130</sub>△<sub>131</sub>△<sub>132</sub>△<sub>133</sub>△<sub>134</sub>△<sub>135</sub>△<sub>136</sub>△<sub>137</sub>△<sub>138</sub>△<sub>139</sub>△<sub>140</sub>△<sub>141</sub>△<sub>142</sub>△<sub>143</sub>△<sub>144</sub>△<sub>145</sub>△<sub>146</sub>△<sub>147</sub>△<sub>148</sub>△<sub>149</sub>△<sub>150</sub>△<sub>151</sub>△<sub>152</sub>△<sub>153</sub>△<sub>154</sub>△<sub>155</sub>△<sub>156</sub>△<sub>157</sub>△<sub>158</sub>△<sub>159</sub>△<sub>160</sub>△<sub>161</sub>△<sub>162</sub>△<sub>163</sub>△<sub>164</sub>△<sub>165</sub>△<sub>166</sub>△<sub>167</sub>△<sub>168</sub>△<sub>169</sub>△<sub>170</sub>△<sub>171</sub>△<sub>172</sub>△<sub>173</sub>△<sub>174</sub>△<sub>175</sub>△<sub>176</sub>△<sub>177</sub>△<sub>178</sub>△<sub>179</sub>△<sub>180</sub>△<sub>181</sub>△<sub>182</sub>△<sub>183</sub>△<sub>184</sub>△<sub>185</sub>△<sub>186</sub>△<sub>187</sub>△<sub>188</sub>△<sub>189</sub>△<sub>190</sub>△<sub>191</sub>△<sub>192</sub>△<sub>193</sub>△<sub>194</sub>△<sub>195</sub>△<sub>196</sub>△<sub>197</sub>△<sub>198</sub>△<sub>199</sub>△<sub>200</sub>△<sub>201</sub>△<sub>202</sub>△<sub>203</sub>△<sub>204</sub>△<sub>205</sub>△<sub>206</sub>△<sub>207</sub>△<sub>208</sub>△<sub>209</sub>△<sub>210</sub>△<sub>211</sub>△<sub>212</sub>△<sub>213</sub>△<sub>214</sub>△<sub>215</sub>△<sub>216</sub>△<sub>217</sub>△<sub>218</sub>△<sub>219</sub>△<sub>220</sub>△<sub>221</sub>△<sub>222</sub>△<sub>223</sub>△<sub>224</sub>△<sub>225</sub>△<sub>226</sub>△<sub>227</sub>△<sub>228</sub>△<sub>229</sub>△<sub>230</sub>△<sub>231</sub>△<sub>232</sub>△<sub>233</sub>△<sub>234</sub>△<sub>235</sub>△<sub>236</sub>△<sub>237</sub>△<sub>238</sub>△<sub>239</sub>△<sub>240</sub>△<sub>241</sub>△<sub>242</sub>△<sub>243</sub>△<sub>244</sub>△<sub>245</sub>△<sub>246</sub>△<sub>247</sub>△<sub>248</sub>△<sub>249</sub>△<sub>250</sub>△<sub>251</sub>△<sub>252</sub>△<sub>253</sub>△<sub>254</sub>△<sub>255</sub>△<sub>256</sub>△<sub>257</sub>△<sub>258</sub>△<sub>259</sub>△<sub>260</sub>△<sub>261</sub>△<sub>262</sub>△<sub>263</sub>△<sub>264</sub>△<sub>265</sub>△<sub>266</sub>△<sub>267</sub>△<sub>268</sub>△<sub>269</sub>△<sub>270</sub>△<sub>271</sub>△<sub>272</sub>△<sub>273</sub>△<sub>274</sub>△<sub>275</sub>△<sub>276</sub>△<sub>277</sub>△<sub>278</sub>△<sub>279</sub>△<sub>280</sub>△<sub>281</sub>△<sub>282</sub>△<sub>283</sub>△<sub>284</sub>△<sub>285</sub>△<sub>286</sub>△<sub>287</sub>△<sub>288</sub>△<sub>289</sub>△<sub>290</sub>△<sub>291</sub>△<sub>292</sub>△<sub>293</sub>△<sub>294</sub>△<sub>295</sub>△<sub>296</sub>△<sub>297</sub>△<sub>298</sub>△<sub>299</sub>△<sub>300</sub>△<sub>301</sub>△<sub>302</sub>△<sub>303</sub>△<sub>304</sub>△<sub>305</sub>△<sub>306</sub>△<sub>307</sub>△<sub>308</sub>△<sub>309</sub>△<sub>310</sub>△<sub>311</sub>△<sub>312</sub>△<sub>313</sub>△<sub>314</sub>△<sub>315</sub>△<sub>316</sub>△<sub>317</sub>△<sub>318</sub>△<sub>319</sub>△<sub>320</sub>△<sub>321</sub>△<sub>322</sub>△<sub>323</sub>△<sub>324</sub>△<sub>325</sub>△<sub>326</sub>△<sub>327</sub>△<sub>328</sub>△<sub>329</sub>△<sub>330</sub>△<sub>331</sub>△<sub>332</sub>△<sub>333</sub>△<sub>334</sub>△<sub>335</sub>△<sub>336</sub>△<sub>337</sub>△<sub>338</sub>△<sub>339</sub>△<sub>340</sub>△<sub>341</sub>△<sub>342</sub>△<sub>343</sub>△<sub>344</sub>△<sub>345</sub>△<sub>346</sub>△<sub>347</sub>△<sub>348</sub>△<sub>349</sub>△<sub>350</sub>△<sub>351</sub>△<sub>352</sub>△<sub>353</sub>△<sub>354</sub>△<sub>355</sub>△<sub>356</sub>△<sub>357</sub>△<sub>358</sub>△<sub>359</sub>△<sub>360</sub>△<sub>361</sub>△<sub>362</sub>△<sub>363</sub>△<sub>364</sub>△<sub>365</sub>△<sub>366</sub>△<sub>367</sub>△<sub>368</sub>△<sub>369</sub>△<sub>370</sub>△<sub>371</sub>△<sub>372</sub>△<sub>373</sub>△<sub>374</sub>△<sub>375</sub>△<sub>376</sub>△<sub>377</sub>△<sub>378</sub>△<sub>379</sub>△<sub>380</sub>△<sub>381</sub>△<sub>382</sub>△<sub>383</sub>△<sub>384</sub>△<sub>385</sub>△<sub>386</sub>△<sub>387</sub>△<sub>388</sub>△<sub>389</sub>△<sub>390</sub>△<sub>391</sub>△<sub>392</sub>△<sub>393</sub>△<sub>394</sub>△<sub>395</sub>△<sub>396</sub>△<sub>397</sub>△<sub>398</sub>△<sub>399</sub>△<sub>400</sub>△<sub>401</sub>△<sub>402</sub>△<sub>403</sub>△<sub>404</sub>△<sub>405</sub>△<sub>406</sub>△<sub>407</sub>△<sub>408</sub>△<sub>409</sub>△<sub>410</sub>△<sub>411</sub>△<sub>412</sub>△<sub>413</sub>△<sub>414</sub>△<sub>415</sub>△<sub>416</sub>△<sub>417</sub>△<sub>418</sub>△<sub>419</sub>△

[illegible]

た。平知阿爾達の代め、諸君はの方向を見替へて  
成した。こゝに於いて警察例は今日の意見で一切  
廃止せよといふことには、以て警察條例は検討を加

[illegible]

執行命令は上級審で与われている

[illegible][illegible]

らひたひ

組合は話し合いによる

謝決を希望する

両者は彼を「つくりださざる」と嘆息させざるべきだと  
思っている。裁判官も彼を「つくりださざる」阿部と  
のちとをいふことには、さきほどのべたとおり、同じ

は、新憲法が詔に倣ひて、日本の事情は解決さるるものと信じてゐる、先般の勅令はそれではない、現べくつゝの改訂はよりとることは、御命令より影響を証明し、新憲法力を想申して皆々早訳をおこつと云ふとして下さるものといふべきであらう。

卷之四























## 報

九州 慶 勞

情

No. 339

大正  
希退後の配転終る  
企業実態調査で路線

企業実態調査で路線を検討

[illegible]

配転についての方針

其の中心の事業は、商業、製造業、農業、林業、漁業、交通、運輸、教育、文化、衛生、福利、慈善、宗教、政治、経済、社会、環境、国際関係、その他、あらゆる分野にわたる。その中心の事業は、商業、製造業、農業、林業、漁業、交通、運輸、教育、文化、衛生、福利、慈善、宗教、政治、経済、社会、環境、国際関係、その他、あらゆる分野にわたる。

2. 配製は原料として混合粉砕をもちで行う。材料的には対策委員会を調査する。

一、教育制度に於ては、教育の普及多計は、教育の普及多計を圖明することと相成るとし、教育普及は教育普及の一途である。

以上の通り消化の不良、十日ほど腹痛を伴う食料を消化し、乾飯のようになって胃腸を荒一をばかす、その後十一、十四、十八日と三日にわたる腹痛が頻りに発作を起す。

その一、二の例を挙げてみる。

輕便に開する爲

[illegible]

一、此後、蘇聯の政策については別處に記述せしむところによる。

二、郵政・郵便振替の発展に伴って、日本郵政は、

腰は台肉の軟肉を削つたものばかりでは、手紙の

三、水災院獄に及び無罪大に輕奪する者の深り、つ

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

八尾川、西成川は、別府温泉を含めて、一方の

五、改正過の外款は、國家に渡り、紙張費の

支點中心。

賃移動の内訳

[illegible]

第126企業整備

[illegible]





